

令和6年度 空知森林管理署 公共工事契約状況

令和6年7月2日

分任支出負担行為担当官  
空知森林管理署 武田 祐介

| 工事名         |             | 施工場所     | 工事種別                         | 工事概要                             | 入札方式   |
|-------------|-------------|----------|------------------------------|----------------------------------|--------|
| 由仁林道外維持修繕工事 |             | 夕張郡由仁町外  | 林道工事                         | 除草42.18km,路面正整34.03km,側溝整備9.063m | 一般競争入札 |
| 予定価格(税抜き)   | 調査基準価格(税抜き) | 契約年月日    | 契約相手方の商号又は名称及び住所             |                                  |        |
| 4,552,000円  |             | 令和6年7月2日 | 夕張市日吉6-2 有限会社三建工業 代表取締役 杉村 進 |                                  |        |
| 契約金額(税抜き)   | 工事着手の時期     | 工事完了の時期  |                              |                                  |        |
| 4,450,000円  | 令和6年7月      | 令和6年10月  |                              |                                  |        |

- 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第73条の規定に基づく競争参加資格  
別添「入札公告」のとおり
- 競争に参加しようとした者の商号又は名称並びにそのうち競争に参加させなかった者の商号又は名称及びその者を参加させなかった理由  
別紙「競争参加資格確認結果書」(別添1)のとおり
- 入札者の商号又は名称及び各入札者の各回の入札金額  
別紙「入札筆記書」(別添2)のとおり
- 予定価格の作成に用いた積算価格についての内訳  
別紙「工事積算内訳書」(別紙3)のとおり
- 予決令第91条第2項の規定により総合評価落札方式を実施した場合  
総合評価落札方式を実施した理由及び落札者決定基準 別添「入札公告」のとおり  
落札理由 技術提案等の審査及び開札の結果、落札者決定基準を満たした入札者のうち当該落札者が最も高い評価値であったため

## 入札公告(建設工事)

(難工事施工実績評価方式)

次のとおり一般競争入札(政府調達対象外)に付します。

令和6年5月31日

分任支出負担行為担当官

空知森林管理署長 武田 祐介

### 1 工事概要等

本工事を難工事に指定する。

本工事は、現場閉所による週休2日の試行工事(受注者希望方式)である。

本工事は、受発注者間の情報共有システムの活用工事である。

(1) 工 事 名 由仁林道外維持修繕工事(電子入札対象案件)

(2) 工事場所 夕張郡由仁町外

(3) 工事内容 例) 除草 42.18k m a  
路面正整 34.73k m  
側溝整備 9,063m

(4) 工 期 契約締結日の翌日から令和6年10月31日まで

(5) 本工事の入札は、電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムによりがたい場合は、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

(6) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(7) 主任技術者の専任に係る取扱いについては、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が直線距離で10km程度又は移動時間60分程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、建設業法施行令第27条第2項により、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事を管理することができるものとする。

なお、この場合において、同一の主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事を含む場合は、原則2件程度とする。ただし、監理技術者には適用しない。

### 2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 令和5・6年度の北海道森林管理局における土木一式工事に係るB等級、C等級又はD等級の一般競争参加資格の認定を受けている者、または北海道森林管理局の建設工事の（とび・土工・コンクリート工事）に登録されている者（会社更生法（昭和14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道森林管理局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再確認を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年間に元請けとして、以下に示す契約金額500万円（消費税込み）以上（路体強化工は契約金額に制限なし。）の同種工事を施工した実績を有すること（経常建設共同企業体が同種工事を施工した場合における構成員の実績については、出資比率が20%以上である構成員に限り、当該実績を当該構成員の実績として認める。）。なお、当該実績が森林管理局長等（林野庁長官、森林技術総合研修所長、森林管理局長、森林管理署長、森林管理署支署長、森林管理事務所長、治山センター所長及び総合治山事業所長をいう。以下同じ。）が発注した工事のうち、入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、「林野庁工事成績評定要領」（平成10年3月31日付け10林野管第31号林野庁長官通知）第4の3に規定する工事成績評定表の評定点（以下「評定点」という。）が65点未満のものは実績として認められない。  
経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が上記の基準を満たす施工実績を有すること。  
同種工事：森林土木工事（治山事業における溪間工事・山腹工事、林道規程の構造・規格に準ずる保安林管理道もしくは作業道の新設、維持修繕工事、林道事業における新設、改良、災害復旧工事、特殊修繕、維持修繕工事）
- (5) 次に掲げる基準をすべて満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法（昭和24年法律第100号）に基づき当該工事に配置できること。  
ただし、建設業法第26条第3項に規定する工事については、専任で配置できること。また、建設業法第26条第2項に規定する工事については、専任の監理技術者を配置できること。  
なお、監理技術者にあっては、監理技術者の行うべき職務を補佐する者として、次に掲げる③を除く基準をすべて満たす者を当該工事現場に専任で配置する場合は、2現場を限度として兼務できることとする。
- ① 1級土木施工管理技士又は2級土木施工管理技士もしくはこれと同等以上の資格を有する者であること。
- ② 平成21年4月1日から令和6年3月31日までの15年間に、(4)に掲げる工事の経験を有する者であること。  
なお、当該工事が森林管理局長等が発注した工事のうち入札説明書に示すものである場合にあっては、工事成績評定の評定点が入札説明書に示す点数未満であるものは経験として認められない。
- ③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。
- (6) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以

下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」(昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「工事請負指名停止措置要領」という。)に基づく指名停止を受けていないこと。

- (7) 北海道森林管理局管内の森林管理(支)署長が発注した同種工事で、令和3年4月1日から令和6年3月31日までの3年間に完成・引き渡された工事の実績がある場合においては、当該工事に係る評定点の平均が65点以上であること。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。(入札説明書参照)
- (9) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)(入札説明書参照)
- (10) 建設業法に基づく本店、支店又は営業所が、北海道森林管理局管内(北海道内)に所在すること。また、経常建設共同企業体として申請書及び資料を提出する場合は、有資格者名簿に記載されている共同企業体の本店所在地が、上記区域内であること。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 以下の届出をしていない建設業者(当該届出の義務がない者を除く。)でないこと。
  - ① 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出
  - ② 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出
  - ③ 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

### 3 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争入札の参加希望者は、上記2に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

- (2) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

①提出期間：令和6年6月3日から令和6年6月14日まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「休日」という。)を除く。)の9時00分から17時00分まで。

また、申請書及び資料については、提出期間の中で極力早めに提出願います。

②提出先：〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地  
空知森林管理署 業務グループ(土木担当)  
電話：050-3160-1940  
メールアドレス：h\_sorachi@maff.go.jp

③その他：電子入札システムを用いて提出すること。詳細は入札説明書によるものと

し、郵便又はFAXによるものは受け付けない。ただし、承諾を得て紙入札による場合は②の場所に持参すること。

(3) 申請書及び資料は入札説明書に基づき作成すること。

(4) (2)の①に規定する期間内に申請書及び資料を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争入札に参加できない。

#### 4 入札手続等

##### (1) 担当部局

〒068-0003 岩見沢市3条東17丁目34番地  
空知森林管理署 業務グループ（土木担当）  
電話：050-3160-1940  
メールアドレス：h\_sorachi@maff.go.jp

##### (2) 入札説明書等の交付期間及び方法

①交付期間：令和6年5月31日から令和6年6月27日まで（休日を除く。）の9時00分から17時00分まで（12時から13時までを除く。）。

②方法：原則として、インターネットを利用する方法により交付するものとする。

<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>

##### (3) 入札及び開札の日時、場所及び提出方法

入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、やむを得ない事情により発注者の承諾を得た場合は、紙入札による入札書を持参すること。郵送等の持参以外の方法による提出は認めない。

###### ① 電子入札システムによる場合

入札開始日時 令和6年6月25日9時00分

入札締切日時 令和6年6月28日13時30分

② 紙入札方式により持参する場合は、令和6年6月28日13時30分に空知森林管理署入札室へ持参の上、入札すること。

③ 開札は、令和6年6月28日13時30分に空知森林管理署において行う。

④ 紙入札方式による競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があると確認された旨の通知書の写し及び委任状がある場合は委任状を持参すること。

#### 5 その他

##### (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

##### (2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 納付(保管金の取扱店 日本銀行岩見沢代理店)。

ただし、以下の条件を満たすことにより契約保証金の納付に代えることができる。

ア 利付き国債の提供(保管有価証券の取扱店 日本銀行札幌東代理店)

イ 金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。）の保証(取扱官

庁空知森林管理署)

また、公共工事履行保証証券による保証を付した場合又は履行保証保険契約の締結を行った場合には、契約保証金の納付を免除する。

なお、電子証書等（電磁的記録により発行された保証証書等をいう。）を利用する際は、落札者は電子証書等閲覧サービス上にアップロードされた電子証書等を閲覧するために用いる契約情報及び認証情報を契約担当官等に提供し、契約担当官等は当該契約情報及び認証情報を用いて当該電子証書等を閲覧する。

(3) 工事費内訳書の提出

第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書を電子入札システム等により提出すること。紙入札方式の場合は、入札書とともに工事費内訳書（様式自由）を提出すること。なお、当該工事費内訳書未提出の入札は無効とする。

(4) 入札の無効

- ① 本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- ② 無効の入札を行った者を落札者としたことが明らかとなった場合には、落札決定を取り消す。
- ③ 分任支出負担行為担当官から競争参加資格のあることを確認された者であっても、開札の時ににおいて上記2に掲げる資格がない場合は、競争参加資格のない者に該当する。
- ④ 上記①の場合には、「工事請負契約指名停止等措置要領」第1第1項の規定に基づく指名停止若しくは第10の規定に基づく書面又は口頭での警告又は注意の喚起を行うことがある。

(5) 落札者の決定方法

落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

ただし、予定価格が1千万円を超える工事について、落札者となるべき者の入札価格では当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS（一般財団法人日本建設情報総合センターの工事实績情報システム）等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を締結しないことがある。なお、分任支出負担行為担当官によりやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定監理技術者等の変更は認められない。

(7) 契約書作成の要否 要。

(8) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4の(1)に同じ。

(9) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2の(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記3の(2)によ

り技術審査資料等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に  
おいて、当該資格の認定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けていなければならない  
い。

(10) 資料の内容のヒアリング

資料の内容についてのヒアリングは原則として行わない。なお、ヒアリング実施の  
必要が生じた場合は別途通知する。

(11) 本案件は、申請書及び資料の提出、入札を電子入札システムで行うものであり、そ  
の詳細については、入札説明書及び「電子入札システム運用基準（建設工事及び測  
量・建設コンサルタント等業務）」（平成 16 年 7 月 29 日付け 16 林政政第 269 号林野庁  
長官通知）による。

(12) 発注者綱紀保持対策について

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的とした、農林水産省発注者綱紀保持  
規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）第 10 条及び第 11 条にのっとり、第三者か  
ら以下の不当な働きかけを受けた場合は、これを拒否し、その内容（日時、相手方及  
び働きかけの内容）を記録し、同規定第 9 条に基づき設置する発注者綱紀保持委員会  
（以下、「委員会」という。）に報告し、委員会の調査分析において不当な働きかけ  
と認められた場合には、当該委員会を設置している機関において閲覧及びホームペー  
ジにより公表する。

（不当な働きかけ）

- ① 自らに有利な競争参加資格の設定に関する依頼
- ② 指名競争入札において自らを指定すること又は他者を指名しないことの依頼
- ③ 自らが受注すること又は他者に受注させないことの依頼
- ④ 公表前における設計金額、予定価格、見積金額又は低入札価格調査制度の調査基  
準価格に関する情報聴取
- ⑤ 公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取
- ⑥ 公表前における発注予定に関する情報聴取
- ⑦ 公表前における入札参加者に関する情報聴取
- ⑧ その他の特定の者への便宜又は利益若しくは不利益の誘導につながるおそれのあ  
る依頼又は情報聴取

(13) 詳細は入札説明書による。

また、入札に参加を希望する者は、北海道森林管理局ホームページに掲載されてい  
る競争契約入札心得を熟知のうえ、入札に参加すること。

掲載場所：北海道森林管理局 > 公売・入札情報 > 競争参加資格関係・入札参加者  
への注意事項等 > 資料 7：北海道森林管理局競争契約入札心得

(14) 本公告に記載のない事項については、北海道森林管理局競争契約入札心得による。

お知らせ

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公表するなどの綱紀保持対策を実施しています。

詳しくは、北海道森林管理局ホームページ

(<http://www.rinya.maff.go.jp/hokkaido/apply/publicsale/keiyaku/contract.html>)  
をご覧ください。



## 入札筆記書

調達案件番号

003801003020240005

調達案件名称

由仁林道外維持修繕工事

| 業者名称    | 業者区分 | 第1回入札金額   | 第2回入札金額   | 結果 |
|---------|------|-----------|-----------|----|
| (有)三建工業 |      | 4,650,000 | 4,450,000 | 落札 |

結 果

落札者決定

入札執行月日

令和06年6月28日

部 署

北海道森林管理局空知森林管理署

入札書比較価格 (税抜き) 4,552,000  
予定価格 (税込み) 5,007,200  
調査基準価格 (税抜き) 0

開札結果は上記の金額の通り相違ありません。

執行担当署名

武田 祐介

立会・確認担当署名

村上 敬一

令和 6 年 度

## 積 算 内 訳 書

路線名 由仁林道外 支線名

工 事 名 由仁林道外維持修繕工事

施 工 地 北海道夕張郡由仁町外

森林管理局 北海道森林管理局  
森林管理署 空知森林管理署  
事務所名等 本署

# 本工事費内訳表

工 事 名 由仁林道外維持修繕工事

空知森林管理署 本署

[illegible]



# 明 細 表

○ 1# 点在箇所A ▼

| 2    | 間接工事費        | 共通仮設費           | 支給品費 無償貸付機械評価額  | 0                  | 部分費等・飛行経費 | 0       | 0   | 0 | 0 | 0 |
|------|--------------|-----------------|-----------------|--------------------|-----------|---------|-----|---|---|---|
| (構造) | T 直接工事費(+)   |                 | 1,833,000       | 適用諸経費率             | 12 道路維持工事 |         |     |   |   |   |
| A    | 積上仮設費等(+)    |                 | 0               | a 原定率共通仮設費率(%)     | 23.94     |         |     |   |   |   |
| S    | 対象額算定組込経費(+) |                 | 0               | b 施工地域補正係数         | 1.0       |         |     |   |   |   |
| H    | 対象額算定除外経費(-) |                 | 0               | c 週休2日補正係数         | 1.00      |         |     |   |   |   |
| P    | 定率仮設費算定対象額   |                 | 1,833,000       | d 採用仮設費率 a * b * c | 23.94     |         |     |   |   |   |
| 単価No | 名 称          | 規 格             | 数 量             | 単 位                | 単 価       | 金 額     | 備 考 |   |   |   |
|      | 定率現場環境改善費    | (T + S) * 2.2 % | 1.00            | 式                  |           | 40,000  |     |   |   |   |
|      | 小計           | 40000           |                 |                    |           | 40,000  |     |   |   |   |
|      | 定率共通仮設費      | P * 23.94 %     | 1.00            | 式                  |           | 438,000 |     |   |   |   |
|      | 計            |                 |                 |                    |           | 478,000 |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
|      |              |                 |                 |                    |           |         |     |   |   |   |
| (備考) |              |                 | (参考)金額計の内労務費の金額 |                    | 0 %割増     | 0       |     |   |   |   |